

豊橋市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表（傍線部分は変更部分）

| 変 更 後   |           |  |  |        | 変 更 前   |           |  |   |        |
|---|-----------|--|--|--------|---|-----------|--|---|--------|
| 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項<br>[ 1 ] ~ [ 2 ] ( 2 ) 略<br>( 2 ) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業                         |           |  |  |        | 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項<br>[ 1 ] ~ [ 2 ] ( 2 ) 略<br>( 2 ) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業                         |           |  |   |        |
| 事業名、内容及び実施時期  | 実施主体      | 目標達成のための位置づけ及び必要性  | 支援措置の内容及び実施時期  | その他の事項 | 事業名、内容及び実施時期  | 実施主体      | 目標達成のための位置づけ及び必要性  | 支援措置の内容及び実施時期   | その他の事項 |
| <b>【事業名】</b><br>豊橋広小路三丁目 B-2 地区優良建築物等整備事業<br><br><b>【内容】</b><br>地区面積：0.16ha<br>敷地面積：967 m <sup>2</sup><br>用途：店舗<br>住宅（60戸）<br>規模：21階建<br><br><b>【実施時期】</b><br>H20～H22 | アイシン開発(株) | 本地区は、人口減少、空き店舗の増加等による商業機能の地盤沈下、建物の老朽化などの課題を抱えている地区である。<br>本事業は、狭隘な宅地の共同化による土地の高度利用を図るとともに、良好な市街地環境の整備改善を行う。<br>低層部に商業施設を配置し、中高層部には高齢者や環境面に配慮した都市型住宅の供給を行う。<br>中心市街地の魅力向上が図られ、にぎわいの創出と、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。 | <u>社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</u><br><br>H20～H22<br><br>21世紀都市居住緊急促進事業<br><br>H21～H22 |        | <b>【事業名】</b><br>豊橋広小路三丁目 B-2 地区優良建築物等整備事業<br><br><b>【内容】</b><br>地区面積：0.16ha<br>敷地面積：967 m <sup>2</sup><br>用途：店舗<br>住宅（60戸）<br>規模：21階建<br><br><b>【実施時期】</b><br>H20～H22 | アイシン開発(株) | 本地区は、人口減少、空き店舗の増加等による商業機能の地盤沈下、建物の老朽化などの課題を抱えている地区である。<br>本事業は、狭隘な宅地の共同化による土地の高度利用を図るとともに、良好な市街地環境の整備改善を行う。<br>低層部に商業施設を配置し、中高層部には高齢者や環境面に配慮した都市型住宅の供給を行う。<br>中心市街地の魅力向上が図られ、にぎわいの創出と、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 地域住宅交付金（優良建築物等整備事業）<br><br>H20～H22<br><br>21世紀都市居住緊急促進事業<br><br>H21～H22 |        |
| ( 3 ) ~ ( 4 ) ( 略 )   |           |  |  |        | ( 3 ) ~ ( 4 ) ( 略 )   |           |  |   |        |
| 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項<br>[ 1 ] ~ [ 2 ] ( 1 ) ( 略 )<br>( 2 ) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業  |           |  |  |        | 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項<br>[ 1 ] ~ [ 2 ] ( 1 ) ( 略 )<br>( 2 ) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業  |           |  |   |        |
| 事業名、内容及び実施時期  | 実施主体      | 目標達成のための位置づけ及び必要性  | 支援措置の内容及び実施時期  | その他の事項 | 事業名、内容及び実施時期  | 実施主体      | 目標達成のための位置づけ及び必要性  | 支援措置の内容及び実施時期   | その他の事項 |
| <b>【事業名】</b><br>芸術文化交流施設整備事業<br><br><b>【内容】</b><br>豊橋東口駅南土地区画整理事業地区内における芸術文化交流施設の整備<br><br><b>【用途】</b><br>ホール、展示スペース、創造活動室等<br><br><b>【実施時期】</b><br>H20～H25           | 豊橋市       | 第4次総合計画のリーディングプロジェクト「まちなか文化の創造」に位置付けられた総合文化学習センター（仮称）の第一次整備事業として、「芸術文化交流施設」の整備を行う。<br>当施設は、芸術文化を通じた新たなまちなか文化の創造と、交流の機会を創出する、東三河の文化交流拠点として位置付ける。<br>広域からの集客力と交流活動の増進により、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。                  | <u>社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（西小田原町地区））</u><br><br>H20～H25                             |        | 該当なし<br>( ( 2 ) から移設 )  |           |  |   |        |

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期     | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|------------------|------|-------------------|---------------|--------|
| 該当なし<br>(2) へ移設) |      |                   |               |        |

(3) ~ (4) (略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] ~ [2] (2) (略)

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期  | 実施主体      | 目標達成のための位置づけ及び必要性   | 支援措置の内容及び実施時期   | その他の事項 |
|---|-----------|---|---|--------|
| <p>【事業名】<br/>豊橋広小路三丁目 B-2 地区優良建築物等整備事業</p> <p>【内容】<br/>地区面積：0.16ha<br/>敷地面積：967 m<sup>2</sup><br/>用途：店舗<br/>住宅（60戸）<br/>規模：21階建</p> <p>【実施時期】<br/>H20～H22<br/><br/>(再掲)</p> | アイシン開発(株) | <p>本地区は、人口減少、空き店舗の増加等による商業機能の地盤沈下、建物の老朽化などの課題を抱えている地区である。</p> <p>本事業は、狭隘な宅地の共同化による土地の高度利用を図るとともに、良好な市街地環境の整備改善を行う。</p> <p>低層部に商業施設を配置し、中高層部には高齢者や環境面に配慮した都市型住宅の供給を行う。</p> <p>中心市街地の魅力向上が図られ、にぎわいの創出と、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | <p><u>社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</u></p> <p>H20～H22</p> <p>21世紀都市居住緊急促進事業</p> <p>H21～H22</p> |        |

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期   | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性  | 支援措置の内容及び実施時期           | その他の事項 |
|--|------|--|-------------------------|--------|
| <p>【事業名】<br/>芸術文化交流施設整備事業</p> <p>【内容】<br/>豊橋東口駅南土地区画整理事業地区内における芸術文化交流施設の整備</p> <p>【用途】<br/>ホール、展示スペース、創造活動室等</p> <p>【実施時期】<br/>H20～H25</p> | 豊橋市  | <p>第4次総合計画のリーディングプロジェクト「まちなか文化の創造」に位置付けられた総合文化学習センター（仮称）の第一次整備事業として、「芸術文化交流施設」の整備を行う。</p> <p>当施設は、芸術文化を通じた新たなまちなか文化の創造と、交流の機会を創出する、東三河の文化交流拠点として位置付ける。</p> <p>広域からの集客力と交流活動の増進により、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | 暮らし・にぎわい再生事業<br>H20～H25 |        |

(3) ~ (4) (略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] ~ [2] (2) (略)

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期  | 実施主体      | 目標達成のための位置づけ及び必要性   | 支援措置の内容及び実施時期  | その他の事項 |
|---|-----------|---|--|--------|
| <p>【事業名】<br/>豊橋広小路三丁目 B-2 地区優良建築物等整備事業</p> <p>【内容】<br/>地区面積：0.16ha<br/>敷地面積：967 m<sup>2</sup><br/>用途：店舗<br/>住宅（60戸）<br/>規模：21階建</p> <p>【実施時期】<br/>H20～H22<br/><br/>(再掲)</p> | アイシン開発(株) | <p>本地区は、人口減少、空き店舗の増加等による商業機能の地盤沈下、建物の老朽化などの課題を抱えている地区である。</p> <p>本事業は、狭隘な宅地の共同化による土地の高度利用を図るとともに、良好な市街地環境の整備改善を行う。</p> <p>低層部に商業施設を配置し、中高層部には高齢者や環境面に配慮した都市型住宅の供給を行う。</p> <p>中心市街地の魅力向上が図られ、にぎわいの創出と、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | <p>地域住宅交付金（優良建築物等整備事業）</p> <p>H20～H22</p> <p>21世紀都市居住緊急促進事業</p> <p>H21～H22</p> |        |

変更後

変更前

| 事業名、内容及び実施時期   | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性  | 支援措置の内容及び実施時期                                       | その他の事項 |
|--|------|--|---|--------|
| <p><b>【事業名】</b><br/>地域優良賃貸住宅整備及び供給促進事業</p> <p><b>【内容】</b><br/>民間の土地所有者が整備する賃貸住宅に整備費と家賃の一部を補助</p> <p><b>【実施時期】</b><br/>H15～</p> | 豊橋市  | <p>多様化する居住者ニーズに対応するためには、住宅の供給方式も多様である必要がある。</p> <p>民間賃貸住宅により、様々な都心居住ニーズに対応した良好な住宅の安定供給を図るため整備費補助を行うとともに、家賃補助により都心居住を促すことは、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | <p><u>社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</u></p> <p>H17～</p> |        |

| 事業名、内容及び実施時期   | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性  | 支援措置の内容及び実施時期                     | その他の事項 |
|--|------|--|-----------------------------------|--------|
| <p><b>【事業名】</b><br/>地域優良賃貸住宅整備及び供給促進事業</p> <p><b>【内容】</b><br/>民間の土地所有者が整備する賃貸住宅に整備費と家賃の一部を補助</p> <p><b>【実施時期】</b><br/>H15～</p> | 豊橋市  | <p>多様化する居住者ニーズに対応するためには、住宅の供給方式も多様である必要がある。</p> <p>民間賃貸住宅により、様々な都心居住ニーズに対応した良好な住宅の安定供給を図るため整備費補助を行うとともに、家賃補助により都心居住を促すことは、まちなか居住の推進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | <p><u>地域住宅交付金</u></p> <p>H17～</p> |        |

(3)～(4)(略)

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2](4)略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]～[2](4)略

(3)～(4)(略)

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2](4)略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]～[2](4)略